

柏市と民間事業者等との包括連携協定に関する実施要領

制定 令和 4年12月 1日

施行 令和 4年12月 1日

(目的等)

第1条 この要領は、市が事業者等と締結する包括連携協定について必要な事項を定め、もって、市及び事業者等が複数の分野の事業において、双方の資源を有効に活用した協働による取組を推進することで、地域の課題解決を図り、地域活性化や市民サービスの向上等に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者等 本市内において事業活動又は公共的活動を行う企業、法人その他の団体であって国及び地方公共団体以外の団体をいう。
- (2) 連携事業 事業者等が地域の課題解決に向けて自らの申出により行う反対給付を伴わない役務の提供、物品の貸与その他これらに類する行為（実費相当の費用負担を伴うものを含む。）であって、市の複数の分野の事業で連携するものをいう。
- (3) 包括連携協定 地域の課題解決に向けて行う連携事業の実施に当たって必要な事項を定め、市及び事業者等双方の合意の上で締結する協定をいう。

(事業者等及び連携事業の基準)

第3条 包括連携協定の対象とする事業者等及び連携事業の基準は次のとおりとする。

- (1) 事業者等又はその事業内容が次の各号のいずれにも該当しないこと。
 - ア 法令等に違反する行為を行ったもの又はこれに類するもの
 - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの又はこれに類するもの

ウ ギャンブルに係るもの（公営事業を除く。）

エ 法律に定めのない医療類似行為に係るもの

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団，同法同条第6号に規定する暴力団員，又は柏市暴力団排除条例（平24年条例第4号）第2条3号に規定する暴力団員等又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者の関与が認められるもの

カ 人権侵害の事象があったもの又はこれに類するもの

キ その他包括連携協定の対象としてふさわしくないもの

(2) 連携事業が次の各号のいずれにも該当しないこと。

ア 事業者等の直接的な営業又は広告宣伝を目的とするもの

イ 政治的又は宗教的目的を有するもの

ウ 法令等で製造，提供等が禁止されている又は法令等に基づく許可等を受けていない役務，商品を提供するもの

エ 非科学的なもの若しくは迷信に類するもので利用者を惑わせ，若しくは不安を与えるもの又はそのおそれのあるもの

オ 民間事業者等の利益誘導のおそれのあるもの

カ その他連携事業としてふさわしくないもの

(3) これまでに市と2つ以上の連携事項で，連携事業を実施しているまたは連携協定を締結している事業者等であること。ただし，市長が特に認めた場合はこの限りでない。

（事業提案の基準）

第4条 前条の規定に基づき提案を受け付ける事業は，次の各号のいずれかに該当するものとする。なお，提案においては，本市に新たな財政負担が生じないことを原則とする。

(1) 事業者等が社会貢献のために実施する事業で，市との連携により市民サービスの向上に寄与するもの

(2) 市が既に実施している事業のうち，事業者等との連携によりさらなる市民サービスの向上が期待できるもの

(3) その他，事業者等が自らの発意により，市との連携及び協働を希望する活動や分野で，実施することにより，市民サービスの向上が期待できるもの

(包括連携協定の締結等)

第5条 市及び事業者等は、前条に掲げる事項について事前協議が整った場合には、連携事業の内容、協定の条件、有効期間その他必要な事項を明記した書面（以下「包括連携協定書」という。）を作成し、包括連携協定を締結する。

2 前項の規定による包括連携協定を締結した場合においても、既に締結している個別協定は無効とはならない。

(包括連携協定内容の公表)

第6条 市は、前条の包括連携協定を締結したときは、市政記者への情報提供、ホームページへの掲載その他適切な方法により、速やかにその内容を公表するものとする。

2 前項の規定による公表は、包括連携協定を締結した事業者等も行うことができる。

(包括連携協定の有効期間)

第7条 包括連携協定の有効期間は、協定締結の日の属する年度の3月31日までとする。

2 期間満了の1ヶ月前までに申出がない場合には、当該期間の満了の翌日から起算して1年間更新するものとし、以降も同様とする。ただし、市又は事業者等に特別の事情がある場合には、この限りではない。

(包括連携協定の解除)

第8条 市は、事業者等が次の各号のいずれかに該当する場合には当該事業者等の申し出た連携事業について、第5条に規定する事前協議を中止し、又は包括連携協定を解除することができる。

(1) 第3条第1項各号又は第3条第2項各号に掲げる基準のいずれかに該当したとき。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に基づき、市の入札に参加できない団体に該当したとき。

(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、市から公の施設の指定管理者に係る業務の全部若しくは一部を取り消され、又は当該業務の全部若しくは一部を停止されたとき。

(4) 本市税の滞納があるとき。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）、会社更生法（平成14年法律第154号）、破産法（平成16年法律第75号）又はその他倒産等に関する法律に基づくいずれかの手続きについて申立てがなされたとき。

(6) 協定に定める連携事業の実施に必要な資格その他許認可等について、監督官庁から取消処分又は停止処分を受けたとき。

(7) その他市が特に必要と認めるとき。

2 市又は事業者等は、天災その他いずれの責めにも期さない事由により、連携事業の実施が困難と判断した場合には、当該協定の解除を申し出ることができる。ただし、連携事業が天災等の際の実施を目的とする場合を除く。

（実績報告）

第9条 市は、事業者等に対し、包括連携協定に基づく連携事業について実績の報告を求めることができる。

2 市は、3年以上連携事業実績がない事業者等に対し、包括連携協定の継続について協議の場を設けることができる。

（協議）

第10条 この要領及び包括連携協定書に定めのない事項又はそれらの内容等に疑義が生じた場合には、市及び事業者等がその都度協議の上、これを取り決めるものとする。

（補則）

第11条 この要領に定めるもののほか、協定について必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和4年12月 1日から施行する。